

## 【給付について】

種類	給付の内容
療養費	<p>療養の給付を受けられない場合、または自費で治療を受けた場合、事後役場で申請することで、自己負担分を除いた額が払い戻されます。</p> <p>【支給対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事故や急病でやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき</li> <li>• 海外渡航中に、急病でお医者さんにかかったとき</li> <li>• 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき など</li> </ul>
高額療養費	<p>同一月内に支払った医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が申請により、登録された口座へ払い戻されます。</p> <p>新規に対象となる人には、口座を登録するための申請案内の通知をお送りします。(1度申請すれば、その後高額療養費に該当された場合は自動的に登録された口座に振り込みます。)</p>
高額療養費 (外来年間合算)	<p>計算期間(8月1日～翌年7月31日)の外来診療の自己負担合計額が、年間上限額を超える場合に、支給されます。(但し、一般及び非課税世帯に限る)</p> <p>支給時に、高額療養費の登録口座がない被保険者にのみ、申請案内通知をお送りします。</p>
高額介護合算	<p>同一世帯内で後期高齢者医療と介護保険の両方を利用した場合、自己負担額の合算額について新たに年間負担額の上限を設け、負担を軽減します。</p> <p>上限額を超える部分については、被保険者から市町村窓口への申請により、医療保険と介護保険から、それぞれの自己負担額に応じて支給されます。</p> <p>自己負担額は毎年8月から翌年7月までの期間で計算します。</p>

移送費	負傷、疾病等により移動困難な被保険者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があつて病院などに移送されたとき、申請により広域連合が必要と認めた場合、移送費用が支給されます。
葬祭費	被保険者が亡くなったとき、申請により葬儀をおこなった人に葬祭費(3万円)が支給されます。
特定疾病	<p>特定の疾病により、療養をうける物は申請により受領証の交付を受け、医療機関へ提出することで、医療費の自己負担限度額が1ヶ月につき1万円までとなります。</p> <p><b>【特定疾病となる疾病】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人工透析が必要な慢性腎不全</li> <li>2. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障がい又は大Ⅸ因子障がい (いわゆる血友病)</li> <li>3. 抗ウイルス剤を投与している後天免疫不全症候群 (HIV感染を含み、厚生労働省の定める者に限る)</li> </ol>

- 注)給付は、申請が必要です。必要書類などの詳しいことはお尋ねください。なお、法改正があつた場合、支給基準額及び負担割合が変更される場合があります。